

有床診療所整備計画に係る取扱いの見直しについて

1 制度の概要

- 医療法第7条第3項において、診療所に病床を設置するときは、**医療法施行規則に定める場合**(※)を除き、知事の許可を受けなければならないとされている。  
(医療法施行規則が適用される場合は、届出で病床設置が認められる。また、医療法第30条の11における知事の勧告の対象外とされており、**病床過剰地域でも病床を設けることができる**。)
- 医療法施行規則に定める場合に該当するかどうかは、医療審議会の議を経るものとされているが、厚生労働省医政局長通知により、「医療審議会で届出資格の基準を定めた場合は、届出資格者に該当しないと判断する場合以外は、医療審議会の議を経なくとも差し支えない」とされていることから、本県では、「**医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領**」を定め、計画者から提出された有床診療所整備計画の審査を行っている。

※ 医療法施行規則に定める場合（医療法施行規則第1条の14第7項）  
 (1号) 都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条7第2項第2に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。  
 (2号) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

2 取扱いを見直す理由について

(1) 厚生労働省医政局長通知改正に係る見直しの理由

厚生労働省医政局長通知改正により、「**医療審議会で届出資格の基準を定めた場合は、届出資格者に該当しないと判断する場合以外は、医療審議会の議を経なくとも差し支えない**」とされていた文が削除され、医療法施行規則に定める場合に該当するかどうかについては、「**届出の前に事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、医療審議会の議を経るものとする**」とされ、**全ての計画について医療審議会（医療体制部会）の意見を聴く必要がある**。

(2) 医療法施行規則改正に係る見直しの理由

医療法施行規則に定める場合として規定されていた「**居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所**」が「**地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所**」に変更となり、厚生労働省医政局長通知改正に示された「留意事項」に合わせて、要領を改正する必要がある。

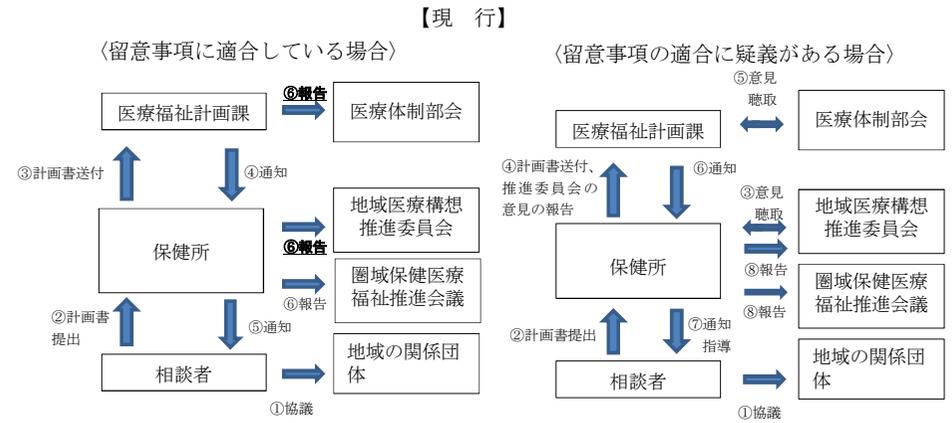
また、「**へき地に設置される診療所**」についても、「**無医地区**」及び「**無医地区に準じる地区**」であって、「**入院機能を必要とする診療所**」とされていたが、「**へき地医療対策等実施要綱**」に示される設置基準に基づき設置する**へき地診療所**（入院機能を必要とする診療所に限る。）に変更されたことから、要領を改正する必要がある。

3 見直し内容

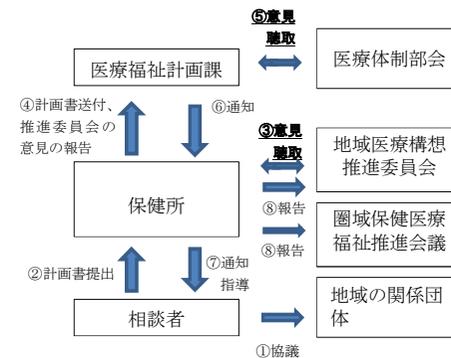
(1) 医療審議会及び地域医療構想推進委員会への意見聴取について

現 行	・ 留意事項の適合に疑義がある場合は、医療審議会（医療体制部会）及び地域医療構想推進委員会へ意見を聴く。 (留意事項に適合している場合は、処理後に医療体制部会等へ報告)
見直し案	・ 全ての計画について、医療審議会（医療体制部会）及び地域医療構想推進委員会の意見を聴くことを規定する。

※ **医療審議会（医療体制部会）の意見を聴く前に、地域医療構想の推進の観点等から、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であるかについて、診療所開設（予定）地の地域医療構想推進委員会に意見を聴くこととする。**



【改正後】



(2) 審査にあたっての留意事項について

① 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

現 行	「居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」の要件として、診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出を規定。
見直し案	<p>「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」の要件として、厚労省医政局長通知で示された、次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることを規定。</p> <p>なお、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることについては、地域医療構想推進委員会へ意見を聴き、その必要性が認められたものであることとする。</p> <p>ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）</p> <p>イ 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）</p> <p>ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</p> <p>エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）</p> <p>オ 当該診療所内において看取りを行う機能</p> <p>カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）</p> <p>キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</p>

道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められる地区に設置するものであること。
エ 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に、当該地区がアからウとなる場所に開設されている診療所であること。

4 来年度の病床整備の取扱い（案）について

本年度は、医療計画見直し年であることから、例年年2回のところ、年1回（8月から9月）の受付としたが、来年度は、地域医療構想推進委員会の開催前に、年2回受け付ける。

② へき地医療診療所

現 行	要件として、「無医地区」（原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区）又は「無医地区に準ずる地区」に開設する、入院機能を必要とする診療所であることを規定。
見直し案	<p>「へき地医療対策等実施要綱」に示されるへき地診療所の設置基準に基づき、次の要件を満たすものであることを規定。</p> <p>ア 設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。</p> <p>イ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」で、かつ、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。</p> <p>ウ ア及びイのほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第3項に基づき診療所に病床を設置しようとする者等から医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号<b>及び</b>第2号の適用について相談があった場合(以下「有床診療所の開設等の相談」という。)の事務を円滑かつ適正に処理するため、この要領を定める。</p> <p>(判断における留意事項)</p> <p>第2 有床診療所の開設等の相談があった事案が医療法施行規則第1条の14第7項第1号<b>及び第2号</b>に規定される「<u>医療審議会の意見を聴いて都道府県知事が認める診療所</u>」に該当するか否か(以下「有床診療所の<b>医療法施行規則第1条の14第7項の適用</b>」の適否」という。)の判断にあたり留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>① 医療法施行規則第1条の14第7項第1号における「<u>地域包括ケアシステムの構築</u>のために必要な診療所」とは、<u>次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</u></p> <p><u>ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)</u></p> <p><u>イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)</u></p> <p><u>ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</u></p> <p><u>エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)</u></p> <p><u>オ 当該診療所内において看取りを行う機能</u></p> <p><u>カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)</u></p> <p><u>キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 同項第2号における「<u>へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>」とは、①以外の診療所であって、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <p>③ ②のうち、「<u>へき地の医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>」(以下</p>	<p style="text-align: center;">医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第3項に基づき診療所に病床を設置しようとする者等から医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号、第2号<b>又は第3号</b>の適用について相談があった場合(以下「有床診療所の開設等の相談」という。)の事務を円滑かつ適正に処理するため、この要領を定める。</p> <p>(判断における留意事項)</p> <p>第2 有床診療所の開設等の相談があった事案が医療法施行規則第1条の14第7項第1号<b>から第3号まで</b>に規定される「<u>医療計画に記載される診療所</u>」に該当するか否か(以下「有床診療所の<b>医療計画別表の記載</b>」の適否」という。)の判断にあたり留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>① 医療法施行規則第1条の14第7項第1号における「<u>居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</u>」(以下「<u>居宅等医療診療所</u>」という。)とは、次の要件を満たす診療所であること。</p> <p><u>ア 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること。</u></p> <p><u>なお、新たに診療所を開設する場合は、届出することが確実であること。</u></p> <p><u>イ 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること。</u></p> <p>② <del>同項第2号における「<u>へき地に設置される診療所</u>」(以下「<u>へき地医療診療所</u>」という。)とは、次の要件を満たす診療所であること。</del></p> <p><del>ア 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区(以下「<u>無医地区</u>」という。)及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区(以下「<u>無医地区に準じる地区</u>」という。)に開設する、入院機能を必要とする診療所であること。</del></p> <p><del>イ 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「<u>無医地区</u>」又は「<u>無医地区に準ずる地区</u>」となる場所に開設されている診療所であること。</del></p> <p>③ 同項第3号における、「<u>小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>」とは、①<b>及び</b>②以外の診療所であって、地域における医療需要を踏まえ、必要とされる診療所であること。</p>

「へき地医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所（入院機能を必要とする診療所に限る。）であること。

**ア** 設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。

**イ** 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

**ウ** ア及びイのほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められる地区に設置するものであること。

**エ** 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に、当該地区がアからウとなる場所に開設されている診療所であること。

④ **②**のうち、「小児医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」（以下「小児医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。

**ア** 小児科又は小児外科を標榜すること。

**イ** 小児科専門医（日本小児科学会認定）又は小児外科専門医（日本小児外科学会認定）の資格を有する者が管理者となること。

⑤ **②**のうち、「周産期医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」（以下「周産期医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。

**ア** 産科又は産婦人科を標榜すること。

**イ** 分娩を取扱うこと。

**ウ** 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

（基準の判断方法）

第3 第2各号の規定に該当するとの判断をする際には、次の点に留意すること。**なお、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることについては、地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）へ意見を聴き、その必要性が認められたものであること。**

(1) **地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所**

**ア** 第2①の基準の確認にあたっては、**地域包括ケアシステムの構築**のために必要な診療所として病床を設ける理由とその利用方法について文書で提出させるとともに、相談者本人から直接聴取すること。

**イ** 第2①アの基準の確認にあたっては、有床診療所整備計画書提出の際に東海北陸厚生局に届出された「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させること。

なお、新たに診療所を開設する場合には、東海北陸厚生局に届け出る予定の「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させるほか、東海北陸厚生局への相談状況を相談者本人から直接聴取すること。

**ウ** 第2①イからキの基準の確認にあたっては、**その機能を有することを証する書類を提出させるとともに、相談者本人から直接聴取すること。**

④ **③**のうち、「小児医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」（以下「小児医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。

**ア** 小児科又は小児外科を標榜すること。

**イ** 小児科専門医（日本小児科学会認定）又は小児外科専門医（日本小児外科学会認定）の資格を有する者が管理者となること。

⑤ **③**のうち、「周産期医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」（以下「周産期医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。

**ア** 産科又は産婦人科を標榜すること。

**イ** 分娩を取扱うこと。

**ウ** 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

（基準の判断方法）

第3 第2各号の規定に該当するとの判断をする際には、次の点に留意すること。

(1) **居宅等医療診療所**

**ア** 第2①アの基準の確認にあたっては、有床診療所整備計画書提出の際に東海北陸厚生局に届出された「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させること。

なお、新たに診療所を開設する場合には、東海北陸厚生局に届け出る予定の「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させるほか、東海北陸厚生局への相談状況を相談者本人から直接聴取すること。

**イ** 第2①イの基準の確認にあたっては、**居宅等における医療の提供の推進**のために必要な診療所として病床を設ける理由とその利用方法について文書で提出させるとともに、相談者本人から直接聴取すること。

(2) へき地医療診療所

第2③の確認にあたっては、医務課において実施された直近の無医地区調査の資料により確認すること。

(3) 小児医療診療所

第2④イの確認にあたっては、診療所管理者が小児科専門医又は小児外科専門医であることを証する書類（専門医認定証の写し等）を提出させること。

(4) 周産期医療診療所

第2⑤ウの確認にあたっては、次の点に留意すること。

ア 既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。

イ 新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。

(整備計画書)

第4 有床診療所の開設等の相談があった場合、開設等の場所を所管する保健所（以下「所管保健所」という。）は、相談者に、有床診療所の開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。

2 前項による地域の関係団体との協議の後、所管保健所は、相談者から有床診療所整備計画書（別添様式、以下「整備計画書」という。）の正本及び副本を各1部提出させる。

3 所管保健所は、整備計画書の提出を受けたときは当該2次医療圏の基幹的保健所（一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。）に整備計画書の**副本**を送付するとともに、医療福祉計画課に写しを送付して取扱いについて協議する。

**4 基幹的保健所は、所管保健所が医療福祉計画課との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療福祉計画課へ送付するものとする。**

また、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

(医療審議会での意見聴取)

第5 医療福祉計画課は、推進委員会の意見を聴いた計画については、推進委員会の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとし、その意見を踏まえ、当該計画の医療計画別表の記載の適否について判断する。

(審査結果の通知)

第6 医療福祉計画課は、所管保健所から送付のあった計画に関し、当該有床診療所に関する有床診療所の医療計画別表の記載の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知する。

2 所管保健所は、前項の通知の内容を整備計画書の提出者に通知する。

(推進委員会等への報告)

第7 所管保健所（基幹的保健所）は、医療福祉計画課から通知があった計画について推進委員会及び圏域

(2) へき地医療診療所

第2②の確認にあたっては、医務課において実施された直近の無医地区調査の資料により確認すること。

(3) 小児医療診療所

第2④イの確認にあたっては、診療所管理者が小児科専門医又は小児外科専門医であることを証する書類（専門医認定証の写し等）を提出させること。

(4) 周産期医療診療所

第2⑤ウの確認にあたっては、次の点に留意すること。

ア 既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。

イ 新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。

(整備計画書)

第4 (同左)

2 (同左)

3 所管保健所は、整備計画書の提出を受けたときは当該2次医療圏の基幹的保健所（一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所及び豊川保健所のことをいう。以下同じ。）に整備計画書の写しを送付するとともに、医療福祉計画課に副本を送付して取扱いについて協議する。

**なお、所管保健所（基幹的保健所）は、計画が第2及び第3に掲げる留意事項の適合に疑義があるときなど必要に応じて地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴くものとし、その意見は、医療福祉計画課へ報告する。**

また、推進委員会の意見を聴くにあたっては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

(医療審議会での意見聴取)

第5 (同左)

(審査結果の通知)

第6 (同左)

2 (同左)

(医療審議会等への報告)

第7 **医療福祉計画課は、基幹的保健所及び所管保健所に通知した計画について医療審議会へ報告する(医**

保健医療福祉推進会議に報告する。

(届出後の指導)

第8 届出された診療所の病床については、医療法第27条の施設検査及びその後の医療監視員による立ち入り検査等の機会に当該病床が整備計画書に記載された趣旨に沿って使用されていることを確認し、適切でない運用をされている場合には厳格に指導すること。

(その他)

第9 豊橋市、岡崎市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所及び豊田市保健所とする。  
2 名古屋市については、医療福祉計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。  
3 西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行し、平成29年7月14日から適用する。

**附 則**

**この要領は、平成30年 月 日から施行し、適用平成30年4月1日から適用する。**

**療養施設の意見を聴いた計画は除く。また、**所管保健所（基幹的保健所）は、医療福祉計画課から通知があった計画について推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告する。

(届出後の指導)

第8 (同左)

(その他)

第9 (同左)

2 (同左)

3 (同左)

附 則

この要領は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行し、平成29年7月14日から適用する。

(新)

(旧)

(様式)

有床診療所整備計画書

(様式)

有床診療所整備計画書

年 月 日

年 月 日

保健所長 殿

保健所長 殿

住 所  
氏 名 印

住 所  
氏 名 印

下記のとおり { 有床診療所を開設  
有床診療所の病床を増や  
したいので、関係書類を添えて提出します。

下記のとおり { 有床診療所を開設  
有床診療所の病床を増や  
したいので、関係書類を添えて提出します。

記

記

1 整備予定診療所

1 整備予定診療所

施設名		医療圏	
所在地			
診療科			
開設者			
管理者氏名		電話	

施設名		医療圏	
所在地			
診療科			
開設者			
管理者氏名		電話	

2 病床整備計画

2 病床整備計画

	開設許可 病床数	増 床 計 画 数	計
一般病床	〇 床	〇 床	床
療養病床	〇 床		床
	床	床	床

	開設許可 病床数	増 床 計 画 数	計
一般病床	〇 床	〇 床	床
療養病床	〇 床		床
	床	床	床

一般病床及び療養病床の機能区分ごとの内訳

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
開設許可病床数	床	床	床	床	床 <sup>①+②</sup>	床
増床計画病床数	床	床	床	床	床 <sup>③</sup>	床
計	床	床	床	床	床	床

※ 開設許可病床数には病床機能報告制度で報告した数値を記入すること。

一般病床及び療養病床の機能区分ごとの内訳

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
開設許可病床数	床	床	床	床	床 <sup>①+②</sup>	床
増床計画病床数	床	床	床	床	床 <sup>③</sup>	床
計	床	床	床	床	床	床

※ 開設許可病床数には病床機能報告制度で報告した数値を記入すること。

3 医療法施行規則第1条の14第7項の適用

	増床計画数
1号関係 (地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所)	床
2号関係 (へき地、小児医療、周産期その他診療所)	床
計	床

4 病床等開設予定

開設予定時期	使用予定時期
年 月	年 月

5 医療法施行規則第1条の14第7項第1号又は第2号の「**医療審議会の意見を聴いて都道府県知事が認める診療所**」に該当する理由(必要に応じて別紙を添付)

6 地域の関係団体との協議状況

団体名	年月日	特記事項
		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )

3 医療法施行規則第1条の14第7項の適用

	増床計画数
1号関係(居宅等における医療)	床
<del>2号関係(へき地に設置される診療所)</del>	床
<b>3号関係</b> (小児医療、周産期その他)	床
計	床

4 病床等開設予定

開設予定時期	使用予定時期
年 月	年 月

5 医療法施行規則第1条の14第7項第1号、第2号**又は第3号**の「**医療計画に記載される診療所**」に該当する理由(必要に応じて別紙を添付)

6 地域の関係団体との協議状況

団体名	年月日	特記事項
		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )